

微弱無線設備試験・登録に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、微弱無線設備登録規程（以下「登録規程」という。）に定める製品試験および登録審査に必要な補足事項を定める。

(指定試験機関)

- 第2条 微弱無線設備の製品試験を実施し、その試験結果（試験成績書、性能証明書等）を発行できる指定試験機関は、別途定める内務規程に基づいて決定し、その結果を全自用工のホームページにて開示する。
- 二 全自用工は、必要に応じて前項以外の日本国内の新たな試験機関について、技術委員会に諮った上で、追加等を行うことができるものとする。
- 三 全自用工、技術委員会および各試験機関は、製品試験の運用において疑義が発生した場合や申請者から要請があった場合などにおいて、試験条件や試験方法等について適時調整を行ない、微弱無線設備試験の適正な運用ができるよう努める。

(登録申請料)

第3条 微弱無線設備の登録審査に必要な登録申請料は以下とし、申請者は申請と同時に全自用工の指定口座に振り込むものとする。

型式	申請者	登録申請料（消費税不要）
代表型式	全自用工 正会員	15,000 円
	上記以外	30,000 円
類別型式 (1 型式毎)	全自用工 正会員	5,000 円
	上記以外	10,000 円

- 二 全自用工は、前項の登録申請料を必要に応じて改訂できるものとする。
- 三 全自用工が登録審査を開始した場合には、登録申請料は申請者に返却されない。

(類別型式)

- 第4条 代表型式と電氣的性能は同一であって、別表1に該当する違いで流通品番が異なる製品を類別型式と呼ぶものとする。
- 二 類別型式の製品は、1型式毎に第3条で定める登録申請料を支払うものとする。
- 三 代表型式登録後に類別型式の製品追加が発生した際は、第3条で定める類別型式登録申請料を支払った上で、様式3による簡易な手続きで類別型式の追加ができるものとする。

(登録審査)

第5条 登録規程に基づき、登録審査の手続きは全自用工の事務局が司る。ただし、その手続きに支障等が発生した場合、事務局は手続きの判断を技術委員会に委ねることができるものとする。

附 則

第6条 本細則は、必要に応じて技術委員会の審議・承認を経て改訂できるものとする。

第7条 本細則は、平成30年11月8日より施行する。

平成27年10月1日 一部改訂

平成30年11月8日 一部改訂

別表1 「類別型式の種類」

項番	相違点	条件等
1	色の相違	製品の色の違いにより流通品番が異なる場合。
2	型式名の相違	梱包パッケージの変更や、供給先の変更などで流通品番が異なる場合。
3	オプション品の相違	オプション品の違いで流通品番が異なる場合。 ただし、その相違が電氣的性能に影響を及ぼさないこと。
4	通信モジュールの組み込み先の相違	代表型式を取得した対象が通信モジュールであり、その通信モジュールの組み込み先(機種など)が異なるために、流通品番に違いがある場合。 ただし、組み込み先の製品が通信モジュールの電氣的性能に影響を与えないこと。 また、全自用工から要求があった場合、組み込み先の製品に代表型式を取得した通信モジュールが利用されていることと、組み込み先の製品が通信モジュールの電氣的特性に影響を与えないことを説明できる資料を提出すること。
5	その他	上記1～4以外の相違で類別型式の製品を登録申請する際には、その相違が製品の電氣的性能に影響を及ぼさないことを説明する資料を添付すること。